

補助金明細集計表

施業地No.	面積	補助金額	補助事業名
60	2.92	1,674,336	高知県造林事業
61	3.89	2,230,536	高知県造林事業
80	5.14	2,700,107	高知県造林事業
84	1.13	589,584	高知県造林事業
85	6.19	3,229,672	高知県造林事業
112	0.34	195,163	高知県造林事業
113	3.18	1,825,358	高知県造林事業
114	1.80	1,033,221	高知県造林事業
115	1.88	1,079,142	高知県造林事業
117	0.18	83,620	高知県造林事業
118	2.19	1,017,385	高知県造林事業
123	1.64	941,378	高知県造林事業
124	2.14	1,228,385	高知県造林事業
127	1.48	772,199	高知県造林事業
128	4.94	2,577,477	高知県造林事業
145	0.28	160,722	高知県造林事業
146	0.36	206,644	高知県造林事業
79	11.80	2,466,000	H20未整備森林
80	6.20		H20未整備森林
79	2.20	755,760	H21未整備森林
80	3.44		H21未整備森林
	63.32	24,766,689	
合計	39.68	21,544,929	高知県造林事業
	18.00	2,466,000	H20未整備森林
	5.64	755,760	H21未整備森林

補助金交付決定通知書

補助事業者名 大正町森林組合 様

平成22年 7月 5日付けで補助金交付申請のあった平成22年度造林事業費補助金については、下記条件により金7,952,140円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 9月27日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

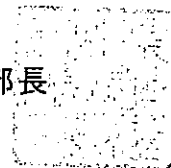
- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の 1 の (1) のエの (エ)、及びオ、同 (2) のカの (エ) 及びキ、同 2 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のオの (エ)、同 3 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のカの (エ) 及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知) に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあつては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知) に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあつて、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。



22高知林改第45号
平成22年9月27日

大正町森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成22年度第1～四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第1～四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成22年9月27日付け高知県指令22高知林改第45号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。)へ提出してください。

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りⅣ区C40 90%以上 平成22年度 第1四半期 1ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (当たり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	掛 費	査定係数		査定経費	補助金
														査定	特認		
112	KN01002	01	1	大正町森林組合	03010123	23	01	034	0.34		797,239	30	180			487,909	195,163
113	KN01002	02	1	大正町森林組合	03010123	23	02	318	3.18		797,239	30	180			4,563,396	1,825,358
	KN01002	**	*					352	3.52								
115	KN01003	01	1	大正町森林組合	03010123	23	01	188	1.88		797,239	30	180			2,697,856	1,079,142
114	KN01003	02	1	大正町森林組合	03010123	23	02	180	1.80		797,239	30	180			2,583,054	1,033,221
	KN01003	**	*					368	3.68								
	KN01***	**	*					720	7.20								
合計	人数	1	施行地数	2	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	7.20	本	査定経費	10,332,215	円	補助金	4,132,884	円	

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りX C 3 0 9 0 %以上

事業所名：須崎林業事務所 取扱機関名：大正町森林組合 市町村名：四万十町 平成22年度 第1四半期 2 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種区分	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり植栽本数	ha当たり標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数		査定経費	補助金														
													査定係数	特認計																
84	KN01001	01	1	大正町森林組合	03010124	23	01	1.13		724,662	30				1,473,962	589,584														
85	KN01001	02	1	大正町森林組合	03010124	23	02	6.19		724,662	30				8,074,182	3,229,672														
	KN01001	**	*					7.32																						
	KN01***	**	*					7.32																						
													合計	人数	1	施行地数	1	箇所	面積	ha (m)	7.32	植栽本数	0	本	査定経費	9,548,144	円	補助金	3,819,256	円

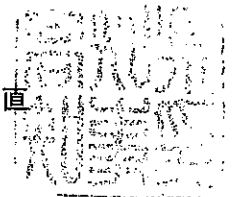
補助金交付決定通知書

補助事業者名 大正町森林組合 様

平成22年 9月13日付けで補助金交付申請のあった平成22年度造林事業費補助金については、下記条件により金11,302,480円を交付することに決定したので通知する。

平成22年11月30日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の1の(1)のエの(エ)、及びオ、同(2)のカの(エ)及びキ、同2の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)、同3の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のカの(エ)及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね10年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

22高知林改第53号
平成22年11月30日

大正町森林組合長 様

林業振興・環境部長

平成22年度第2-四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第2-四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成22年11月30日付け高知県指令22高知林改第53号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 造林区分名：育成単層林保育（植栽型） 除・間伐除・間伐A（除伐主体）

事業所名：須崎林業事務所 取扱機関名：大正町森林組合 市町村名：四万十町

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数		査定経費	補助金	
														査定係数	特認計			
BB01001	001	01	1	大正町森林組合	01040401	15	02	1516	1516		238,756	30		170		6,153,218	2,461,287	
BB01001	**	**	*					1516										
BB01	***	**	*					1516										
合計	人数	1	1	施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	15.16	植栽本数	0	本 査定経費	6,153,218	円		補助金	2,461,287	円

補助金交付指命令内記書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 須崎林業事務所 取扱機関名 大正町森林組合 造林区分名：育成単層林保育（植栽型） 除・間伐除・間伐日（伐捨間伐） B-30 市町村名 四万十町 平成22年度 第2四半期 2 ページ

申請番号	施行地番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数		査定経費	補助金
													査定係数	特認計		
BB02002017	01	7		0104040215	02		045	045		109.041	83.415	170			83.415	33.366
BB02002**		*					045									
BB02***		*														
合計	人数 1	施行地数 1	箇所面積	ha(m) 0.45	植栽本数 0	本 査定経費 83,415	円	補助金 33,366	円							

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金）
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林保育（天然更新型）
 市町村名：四万十町
 平成22年度 第2四半期

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m)	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金	
													査定 係数	特認 計			
市町村名															補助金		
	四万十町															126,522	
CT01001	01	01	1	大正町森林組合	01050101	15		24	0.66			84,633	30	170	94,956	37,982	
CT01001			*						0.66								
CT01001			*						0.66								
CT02001	01	7			01050101	15		24	2.00			65,103	170		221,350	88,540	
CT02001			*						2.00								
CT02001			*						2.00								
合計	人数	2	2	施行地数	2	箇所	面積	2.66	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	316,306	円	補助金	126,522

補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金）
 事務所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りⅧ区C30 90%以上
 平成22年度 第2四半期
 4 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
													査定係数	特認計		
117	KN02001	01	1	大正町森林組合	03010122	23	01	018	018	0	645,222	30	180		209,050	83,620
118	KN02001	02	1	大正町森林組合	03010122	23	02	219	219	0	645,222	30	180		2,543,464	1,017,385
	KN02001	**	*					237								
	KN02001	**	*					237								
													合計		1,101,005	
													植栽本数		0	
													査定経費		2,752,514	
													補助金		1,101,005	

117

118

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 取扱機関名 大正町森林組合 造林区分名：機能増進機能増進保育作業路（短期）機能増進作業路（短期） 平成22年度 第2四半期 5 ページ

事業所名	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補地		面積 (延長m) ha	植栽本数	市町村名			haあたり 標準単価 (実行経費)	植栽本数 (haあたり単価)	査定係数		査定経費	補助金
					種	区			haあたり 植栽本数	植	係数			特 計			
KL01 001	01	1	大正町森林組合	03020101	15		1136 00		3,597	4,086,400	170		6,946,880			2,778,752	
KL01 001	**	*					1136 00										
KL01 002	01	1	大正町森林組合	03020101	15		1694 00		4,168	7,061,100	170		12,003,870			4,801,548	
KL01 002	**	*					1694 00										
KL01 ***	**	*					2830 00										
合計	人数 1	施行地数 2	箇所 面積 ha(m)	2,830.00	植栽本数	0	本 査定経費	18,950,750		補助金		7,580,300		円			

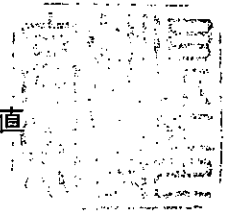
補助金交付決定通知書

補助事業者名 大正町森林組合 様

平成22年12月6日付けで補助金交付申請のあった平成22年度造林事業費補助金については、下記条件により金22,474,890円を交付することに決定したので通知する。

平成23年 2月28日

高知県知事 尾崎 正直



記

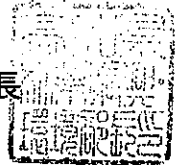
- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の 1 の (1) のエの (エ)、及びオ、同 (2) のカの (エ) 及びキ、同 2 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のオの (エ)、同 3 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のカの (エ) 及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知) に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知) に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

22高知林改第66号
平成23年 2月28日

大正町森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成22年度第3—四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第3—四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成23年2月28日付け高知県指令22高知林改第66号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 須崎林業事務所 取扱機関名 大正町森林組合 造林区分名：育成単層林保育（植栽型） 除・間伐除・間伐A（除伐主体） 市町村名 四万十町 平成22年度 第3四半期 1 ページ

申請番号	施行地番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	掛 諸 費	査定係数		査定経費	補助金	
													査定 係数	特 認 計			
BB02005	01	1	大正町森林組合	01040401	32	02	02	0.64			238,937	30			259,962	103,984	
BB02005	**	*						0.64									
BB02006	01	1	大正町森林組合	01040401	32	02	02	1.22			238,937	30			495,555	198,222	
BB02006	**	*						1.22									
BB02007	01	1	大正町森林組合	01040401	32	02	02	0.25			238,937	30			101,547	40,618	
BB02007	**	*						0.25									
BB02009	01	1	大正町森林組合	01040401	15	02	02	2.03			238,937	30			824,571	329,828	
BB02009	**	*						2.03									
BB02017	01	1	大正町森林組合	01040401	32	02	02	1.14			238,937	30			463,059	185,223	
BB02017	**	*						1.14									
BB02018	01	1	大正町森林組合	01040401	32	02	02	0.87			238,937	30			353,387	141,354	
BB02018	**	*						0.87									
BB02019	01	1	大正町森林組合	01040401	32	02	02	0.21			238,937	30			85,299	34,119	
BB02019	**	*						0.21									
BB02***	**	*						6.36									
BB03001	01	1	大正町森林組合	01040401	15	24	24	8.51			183,659				2,656,994	1,062,797	
BB03001	**	*						8.51									
BB03002	01	1	大正町森林組合	01040401	15	24	24	8.46			183,659				2,641,383	1,056,553	
BB03002	**	*						8.46									
BB03003	01	1	大正町森林組合	01040401	15	24	24	4.35			183,659				1,358,157	543,262	
BB03003	**	*						4.35									
BB03***	**	*						21.32									
合計	人数	1	施行地数	10	箇所	面積	ha(m)	27.68	植栽本数	0	本	査定経費	9,239,914	円	補助金	3,695,960	円

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 取扱機関名 大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林保育（植栽型） 除・間伐除・間伐日（伐捨間伐） B-30
 事業所名 須崎林業事務所 市町村名 四万十町 平成22年度 第3四半期 2ページ

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (m当たり単価)	標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
													査定	特認計		
BB02001	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	212		141,753	30	170		510,877	204,350
BB02001	**	**	*						212							
BB02002	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	114		141,753	30	170		274,716	109,886
BB02002	**	**	*						114							
BB02003	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	207		141,753	30	170		498,827	199,530
BB02003	**	**	*						207							
BB02004	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	231		141,753	30	170		556,663	222,665
BB02004	**	**	*						231							
BB02008	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	210		141,753	30	170		506,057	202,422
BB02008	**	**	*						210							
BB02010	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	023		141,753	30	170		55,425	22,170
BB02010	**	**	*						023							
BB02011	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	033		141,753	30	170		79,522	31,808
BB02011	**	**	*						033							
BB02012	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	040		141,753	30	170		96,391	38,556
BB02012	**	**	*						040							
BB02013	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	070		141,753	30	170		168,685	67,474
BB02013	**	**	*						070							
BB02014	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	023		141,753	30	170		55,425	22,170
BB02014	**	**	*						023							
BB02015	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	415		141,753	30	170		1,000,065	400,026
BB02015	**	**	*						415							
BB02016	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	204		141,753	30	170		491,599	196,639
BB02016	**	**	*						204							
BB02020	01	01	1	大正町森林組合	01040402	32	02	02	034		141,753	30	170		81,933	32,773
BB02020	**	**	*						034							
合計									ha(m) 植栽本数	本	査定経費	円	円		補助金	円

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りⅣ区C30 90%以上 平成22年度 第3四半期 4 ページ

事業所名	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸 掛 費	査定係数		査定経費	補助金	
													査定 係数	特認 計			
KN0300101	1	大正町森林組合		03010122	37		02	1.75		645,222.30	180		2,032,448		812,979		
KN0300101	**	*						1.75									
KN0300301	1	大正町森林組合		03010122	37		02	1.48		645,222.30	180		1,718,870		687,548		
KN03003	**	*						1.48									
KN03***	**	*						3.23									
合計	人数	1	施行地数	2	箇所	面積	ha(m)	3.23	植栽本数	0	本	査定経費	3,751,318	円	補助金	1,500,527	円

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りⅧ区C40 90%以上 平成22年度 第3四半期 5ページ

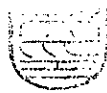
事業所名：須崎林業事務所 取扱機関名：大正町森林組合

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (m当たり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金	
												査定係数	特認計			
145	KN0300201	01	1	大正町森林組合	0301012337	01	0.28			797,239	30	180		401,806	160,722	
146	KN0300202	02	1	大正町森林組合	0301012337	02	0.36			797,239	30	180		516,610	206,644	
	KN03002**	**	*				0.64									
60	KN0300401	01	1	大正町森林組合	0301012337	01	2.92			796,393	30	180		4,185,840	1,674,336	
61	KN0300402	02	1	大正町森林組合	0301012337	02	3.89			796,393	30	180		5,576,342	2,230,536	
	KN03004**	**	*				6.81									
	KN0300501	01	1	大正町森林組合	0301012337	02	5.36			797,239	30	180		7,691,761	3,076,704	
	KN03005**	**	*				5.36									
	KN03***	**	*				12.81									
合計	人数	1	施行地数	3	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	18,372,359	円	補助金	7,348,942	円

補 助 金 交 付 指 令 内 記 書

事業区分名：流域育成林整備事業（交付金） 取扱機関名 大正町森林組合 造林区分名：機能増進機能増進保育作業路（短期） 機能増進作業路（短期） 平成22年度 第3四半期 6 ページ

事業所名	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (m当たり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	掛 費	査定係数		査定経費	補助金
												査定 係数	特 認 計		
申請番号	KL02001	01	大正町森林組合	03020101	33		384.00	2,910	1,117,600			170		1,899,920	759,968
	KL02001	**					384.00								
	KL02002	01	大正町森林組合	03020101	33		96.00	837	80,400			170		136,680	54,672
	KL02002	**					96.00								
	KL02003	01	大正町森林組合	03020101	33		3247.00	3,268	10,613,050			170		18,042,185	7,216,874
	KL02003	**					3247.00								
	KL02***	**					3727.00								
合計	人数	1	施行地数	3	面積	ha (m)	3,727.00	植栽本数	0	本 査定経費	20,078,785	円	補助金	8,031,514	円



第 10 号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令 2 2 高知林改第 9 6 号

補助金交付決定通知書

補助事業者名 大正町森林組合 様

平成 23 年 2 月 8 日付けで補助金交付申請のあった平成 22 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 25,035,983 円を交付することに決定したので通知する。

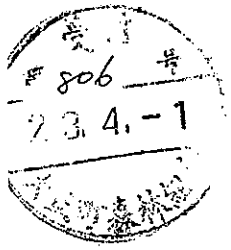
平成 23 年 3 月 29 日

高知県知事 尾崎 正直

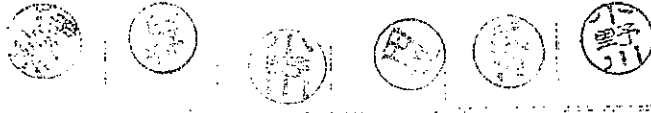
記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8 年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

7. 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
8. 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
9. 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の 1 の (1) のエの (エ)、及びオ、同 (2) のカの (エ) 及びキ、同 2 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のオの (エ)、同 3 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のカの (エ) 及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
10. 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
11. 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
12. 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
13. 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知) に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあつては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
14. 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知) に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあつて、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
15. 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
16. 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
17. 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。



23.4.-1



22高知林改第96号
平成23年 3月29日

大正町森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成22年度第4-四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第4-四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成23年3月29日付け高知県指令22高知林改第96号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。)へ提出してください。

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取組機関名：大正町森林組合
 造林区分名：首成単層林保育（植栽型）
 除：間伐除・間伐A（除伐主体）
 平成22年度 第4四半期 1 ページ

申請番号	施行地番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	市町村名	査定係数			査定経費	補助金
										間伐A ha当たり 植栽本数	間伐A ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数	特認係数		
BB04006	017			01040401	15		01	120		大正町		170		374,946	149,978
BB04006	**	*						120							
BB04007	017			01040401	15		01	075		大正町		170		234,341	93,736
BB04007	**	*						075							
BB04***	**	*						195							
合計								ha (m)	植栽本数	本	査定経費	円		補助金	円
								1.95	0	609,287			243,714		

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐B（伐捨間伐）B-30
 平成22年度 第4四半期 2 ページ

申請番号	事業主体番号	施行地区区分	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m)	植栽本数	ha当たり 植栽本数 標準単価 (実行経費)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
												査定係数	特認 計		
BB04002017		01		0104040215	15	02	048			109,041	109,041	170		88,976	35,590
BB04002027		02		0104040215	15	01	010			109,041	109,041	170		18,536	7,414
BB0400203*		**					058								
BB04005017		01		0104040215	15	01	032			109,041	109,041	170		59,318	23,727
BB0400502*		**					032								
BB0400503*		**					090								
合計	人数 1	施行地数 2	箇所 面積	ha(m) 0.90	植栽本数 0	本 査定経費 166,830	円	補助金 66,731	円						

補 助 金 交 付 指 令 内 記 書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林保育（植栽型）
 除・間伐除・間伐C（織出集積）C-40
 市町村名：四万十町
 平成22年度 第4四半期
 3 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	掛費	査定係数		査定経費	補助金
														査定係数	特認係数		
BB04009	01	7			01040405	15	01		0.32			424,029		170		230,671	92,268
BB04009	02	7			01040405	15	02		1.05			424,029		170		756,891	302,756
BB04009	**	*							1.37								
BB04***	**	*							1.37								
合計	人数 1	施行地数 1	箇所 1	面積 ha(m) 1.37	植栽本数 0	本 査定経費 987,562	円	補助金 395,024	円								

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業

事業区分名：育成単層林育成単層林作業路（短期）

市町村名：四万十町

平成22年度 第4四半期

4 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m)	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸掛 費	査定係数		査定経費	補助金		
													査定 係数	特認 計				
LL01001	001	01	7		01060101	15		630.00		2,823	1,778,500		170		3,023,450	1,209,380		
LL01001	001	**	*				630.00											
LL01	***	**	*				630.00											
													合計	1	1	1	3,023,450	1,209,380

補助金 1,209,380 円

査定経費 3,023,450 円

植栽本数 0

ha (m) 630.00

箇所面積

施行地数 1

人数 1

合計 1 1 1 3,023,450 1,209,380

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業 取扱機関名 大正町森林組合 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り・Ⅷ・ⅨB-30 (伐捨) 平成22年度 第4四半期 5 ページ

申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (ha当たり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
												査定係数	特認計		
KN06001017	017	*		0301010315	15	02	02	1.65		109,041		170		305,858	122,343
KN06001**	**	*						1.65							
KN06002017	017	*		0301010315	15	01	01	0.10		109,041		170		18,536	7,414
KN06002**	**	*						0.10							
KN06003017	017	*		0301010315	15	02	02	0.78		109,041		170		144,586	57,834
KN06003**	**	*						0.78							
KN06004017	017	*		0301010315	15	02	02	1.00		109,041		170		185,369	74,147
KN06004**	**	*						1.00							
KN06***	**	*						3.53							
合計	人数 1	施行地数 4	箇所 4	面積 3.53	ha(m) 3.53	植栽本数 0	本 0	査定経費 654,349	円	補助金 261,738	円				

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りⅧ区C40 90%以上
 平成22年度 第4四半期 6 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (m当たり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金													
													査定係数	特認 計															
123	KN04003	01	1	大正町森林組合	03010123	37	01	01	1.64		797,239	30	2,353,447	180		941,378													
124	KN04003	02	1	大正町森林組合	03010123	37	02	02	2.14		797,239	30	3,070,963	180		1,228,385													
	KN04003	**	*						3.78																				
	KN04***	**	*						3.78																				
													合計	人数	1	施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	5,424,410	円	補助金	2,169,763	円

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域高成林整備事業 事務所名：須崎林業事務所 取扱機関名：大正町森林組合 造林区分名：機能増進機能増進保固作業路(短期) 機能増進作業路(短期) 平成22年度 第4四半期 8 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分		補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	haあたり	haあたり 標準単価 (実行経費)	諸掛	査定係数	査定経費	補助金		
					植栽本数	植栽単価					査定係数						査定係数	
																	特認	計
KL02001011	011	011	011	大正町森林組合	0302010115	15		2633.00	3,148	8,290,000	170			14,093,000	5,637,200			
KL0200101*			*					2633.00										
KL02002011	011	011	011	大正町森林組合	0302010115	15		1653.00	4,881	8,068,950	170			13,717,215	5,486,886			
KL0200201*			*					1653.00										
KL02003011	011	011	011	大正町森林組合	0302010133	33		1162.00	3,996	4,644,300	170			7,895,310	3,158,124			
KL0200301*			*					1162.00										
KL02***017				市川久氏				5448.00										
KL0300101*			*		0302010115	15		639.00	2,846	1,818,850	170			3,092,045	1,236,818			
KL0300101**			**					639.00										
KL03***			**					639.00										
合計								6,087.00		38,797,570					15,519,028			

合計 人数 2 施行地数 4 箇所面積 ha(m) 6.087.00 植栽本数 0 本 査定経費 38,797,570 円 補助金 15,519,028 円

補助金交付決定通知書

補助事業者名 大正町森林組合 様

平成²¹₂₁年⁵₆月²⁵₁₀日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金7,515,134円を交付することに決定したので通知する。

平成21年 8月12日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の(1)の1の(エ)、及び同オ、同(2)のカの(エ)及びキ、同3の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね10年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数10の加算適用を受けるとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：居住地森林環境整備(里山) 事業主体番号 須崎林業事務所 取扱機関名 大正町森林組合 造林区分名：居住地周辺保育単層林(植栽型) 下刈下刈A (2年生以上) 市町村名 四万十町 平成21年度 第1四半期 1 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (m当たり単価)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
											査定 係数	特認 計		
ECO1001001	01	6	龜井 一正	07040101	21	02	2.06			104,097	170		364,546	145,818
ECO1001002	02	*					2.06							
ECO1001003	03	*					2.06							
合計	人数	1	1	1		ha(m)	2.06	植栽本数	0	本 査定経費	364,546	円	補助金	円 145,818

竣 工 検 査 調 査 書 ・ 補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業 須崎林業事務所 取扱機関名 大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林保育(植栽型) 除・間伐除・間伐A (除伐主体) 市町村名 四万十町 平成21年度 第1四半期 2 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m)	植栽本数	ha当たり		諸掛費	査定係数		査定経費	補助金	
											植栽本数	標準単価 (実行経費)		査定係数	特認			
																		計
BB02004	01	1	大正町森林組合		01040401	32	02	3.05	3.05		236,485	29	170	1,226,174	490,469			
BB02004	**	*						3.05										
BB02004	**	*						3.05										
合計	人数	1	1	1	1	1	3.05	3.05	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	1,226,174	円	補助金	490,469	円

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林保育(植栽型) 除・間伐除・間伐B(伐捨間伐) B-30
 平成21年度 第1四半期 3 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
												査定 係数	特認 計		
BB02001	01	1	*	大正町森林組合	01040402	32	02	1.01			121,947.29	170		209,382	83,752
BB02002	01	1	*	大正町森林組合	01040402	32	02	3.30			121,947.29	170		684,122	273,648
BB02003	01	1	*	大正町森林組合	01040402	32	02	2.60			121,947.29	170		539,005	215,602
BB02***								6.91							
合計	人数	1	施行地数	3	箇所面積	ha(m)	6.91	植栽本数	0	本	査定経費	1,432,509	円	補助金	573,002

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：育成単層林育成単層林作業路（短期）育単作業路（短期）
 市町村名：四万十町
 平成21年度 第1四半期
 4 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数		査定経費	補助金
													査定係数	特認計		
LL01001	01	1	1	大正町森林組合	01060101	32		1630.00		2,355	3,840,000		170		6,528,000	2,611,200
LL01001	**	*	*					1630.00								
LL01***	**	*	*					1630.00								
合計	人数	1	1	1	1,630.00	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	6,528,000	円	補助金	2,611,200	円	

竣工検査調書・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐りⅧ・ⅩC-40 (搬出集積)
 市町村名：四万十町
 平成21年度 第1四半期 5 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m)	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金
													査定 係数	特認 計		
KN02002	01	0301010832	01	大正町森林組合	0301010832	01	01	01	110		587,373	29	170		1,098,387	439,354
KN02002	02	0301010832	02	大正町森林組合	0301010832	02	02	02	139		587,373	29	170		1,387,961	555,184
KN02002	**	**	*						249							
KN02002	**	**	*						249							
合計	人数	1	1	1	1	1	1	1	2.49	ha(m)植栽本数	0	2,486,348	本 査定経費	円	補助金	994,538

竣工検査調査・補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：須崎林業事務所
 取扱機関名：大正町森林組合
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り利用抜き伐りⅧIXC40 90%以上
 市町村名：四万十町
 平成21年度 第1四半期

6 ページ

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地区区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 ha当たり単価	ha当たり 標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数		査定経費	補助金	
														査定 係数	特認 計			
KN02001	01	1	大正町森林組合		03010123	33	02	514	514		772,519	29		170		6,750,269	2,700,107	
KN02001	**	*						514										
KN02***	**	*						514										
合計	人数	1	施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	5.14	本	0	査定経費	6,750,269	円		補助金	2,700,107	円

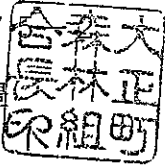
施業計画補助金明細

事業名	面積	事業種	樹種	樹種別面積	補助金額	旧施業計画 四森施19-2
平成20年度 高知県森林整備推進事業 (未整備森林緊急的整備導入モデル事業)	18.00	保育	スギ	11.80	2,466,000	76
		保育	ヒノキ	6.20	面積×補助金 定額137,000円	77
平成21年度 高知県造林事業 1-四半期	5.14		スギ	0.00	2,700,107	
		搬出	ヒノキ	5.14	高知県査定額	80
平成21年度 高知県未整備森林緊急整備事業	5.64	保育	スギ	2.20	755,760	78
		保育	ヒノキ	3.44	面積×補助金 定額134,000円	79
合計	28.78		スギ	14.00	5,921,867	79
			ヒノキ	14.78		80

平成21年9月29日

高知県知事 様

高知県高岡郡四万十町大正47
大正町森林組合
代表理事組合長 伊与木 豊



高知県森林整備推進事業実施報告書
(未整備森林緊急公的整備導入モデル事業)

高知県森林整備推進事業実施要領第9の1に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

市町村	事業実施主体	事業内容	面積 (ha)	間伐率 (%)	事業費			コスト縮減のための具体的な対応	問い合わせ数
					見込額 (A) (千円)	実績 (B) (千円)	差額 (A) - (B) (千円)		
四万十町	大正町森林組合	除間伐	89.74	30	12,291	12,435	-144		3

- 注) 1 事業内容は、除間伐、関連条件整備を記載する。
 2 事業費の見込額 (A) は交付決定された金額を記載する。
 3 コスト縮減のための具体的な対応は、現場管理費以外の取り組みがあれば記載する。
 4 面積は少数以下2位まで記載する。

3 収支精算

(1) 収入

区 分	予 算 額	精 算 額	差引増△減	備 考
県 交 付 金	12,291,000円	12,291,000円	0円	
市 町 村 費	0円	0円	0円	
そ の 他 負 担 金	111,240円	144,240円	33,000円	
計	12,402,240円	12,435,240円	33,000円	

(注) 1 予算額欄は、前回申請書（重要変更を含む）に記載したとおりとする。

(2) 支出

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引増△減 (B) - (A)	備 考
附 帯 事 務 費	円	円	円	
謝 金				
旅 費				
庁 費				
森林づくりの推進				
未整備森林公的モデル	12,402,240円	12,435,240円	△33,000円	
除間伐	12,402,240円	12,435,240円	△33,000円	
プロジェクト				
計	12,402,240円	12,402,240円	△33,000円	

(注) 事業における区分には、別表1の事業種目を記載する。

(3) 収支精算

区 分	県交付金 交付決定額	精算事業費 総 額	県交付率	精 算 県 交 付 金 額	既受領県 交付金額	差引県交付金 未受領額
附帯事務費	円	円		円	円	円
森林づくりの推進						
未整備森林公的モデル	12,291,000	12,435,240	定額	12,291,000	3,699,000	8,592,000
除間伐	12,291,000	12,435,240	定額	12,291,000	3,699,000	8,592,000
プロジェクト						
計	12,291,000	12,435,240		12,291,000	3,699,000	8,592,000

(注) 事業における区分には、別表1の事業種目を記載する。

4 添付書類

- (1) 出来高設計書
- (2) 別記第1号様式の5の(3)に同じ

(3) 事業計画

事業区分	事業種目	事業実施主体名	施工箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	単価	事業費 (A)+(B)+(C)	交付事業に要する(又は、要した)経費 (A)+(B)	経費内訳			工期		備考	
										県交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手年月日	完成年月日		
森づくりの推進	林業機械導入					台	円	円	円	円						
	作業道整備		線		Ⅱ=Ⅲ	L=Ⅲ										
	作業路整備		線		Ⅱ=Ⅲ	L=Ⅲ										
	小計															
未整備森林 公的モデル	除間伐	大正町 森林組 合				89.74ha	137,000	12,435,240	12,435,240	12,291,000	144,240	H20. 12.18	H21. 8.31			
	関連条件整備															
	小計					89.74ha	137,000	12,435,240	12,435,240	12,291,000	144,240					
	林業機械導入															
プロジェクト	作業道整備															
	作業路整備															
	小計															
合計							12,435,240	12,435,240	12,291,000	144,240						

(注) 1 事業種目及び工種又は施設区分の欄は、別表1の区分による。但し、作業路及び作業道については路線ごとに記載する。

2 施工箇所名欄には作業道及び作業路については路線名を記載する。

3 機械購入にあつては工期欄に購入予定年月日を記載する。

4 交付事業者が市町村以外の場合、交付事業に要する(又は要した)経費は(A)+(B)+(C)とする

平成20年度 森林整備推進事業費交付金の内示

交付事業者		事業区分	事業実施主体	既内示額				今回内示額				累計						
				事業費	補助対象事業費	国費	県費	計	事業費	補助対象事業費	国費	県費	計	事業費	補助対象事業費	国費	県費	計
大正町森林組合	プロジェクト外事業	プロジェクト外																
		小計																
	市町村計																	
	森林整備事業	未整備森林の生産力向上	3,699	3,699	3,699					3,699	8,592	8,592			12,291	12,291	12,291	
	市町村計		3,699	3,699	3,699					3,699	8,592	8,592			12,291	12,291	12,291	
管内計	事業	事業																
		市町村附帯事務費																
	管内計	市町村附帯事務費	3,699	3,699	3,699					3,699	8,592	8,592			12,291	12,291	12,291	12,291
		合計	3,699	3,699	3,699					3,699	8,592	8,592			12,291	12,291	12,291	12,291
		合計	3,699	3,699	3,699					3,699	8,592	8,592			12,291	12,291	12,291	12,291

単位：千円

平成20年度 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業実施状況

(単位:ha、円)

事業実施主体	区域の名称	H20年度内分			繰越分			樹種	林齢	ゾーニング
		面積	事業費	交付金	面積	事業費	交付金			
大正町森林組合	大正地区	27.00	3,810,240	3,699,000				桧	38	2
"	"				18.00	2,499,000	2,466,000	杉・桧	45	2
					0.40	54,000	54,000	杉	31	2
					3.05	417,000	417,000	杉・桧	29	3
					4.17	571,000	571,000	杉・桧	32	3
					18.85	2,582,000	2,582,000	杉・桧	32	3
					2.15	294,000	294,000	杉・桧	29	2
					16.12	2,208,000	2,208,000	杉・桧	29	2
		27.00	3,810,240	3,699,000	62.74	8,625,000	8,592,000			

(注) 林齢は、造林事業と同じく〇〇年生で1行とし、〇〇年生～〇〇年生という区分にはしないでください。なお、記載には単位の「年生」は必要ありません。

樹種欄は、樹種ごと記載してください。林齢が同じでもスギ、ヒノキはそれぞれの行に分けて記載してください。
面積欄は、小数第2位まで記載してください。

ゾーニング欄は、水土保全林の保全型は「1」、活用型は「2」、資源循環林は「3」で記入してください。

高知県森林整備推進事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、高知県森林整備推進事業費交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、健全な森林の造成と森林の有する多面的機能の高度発揮、また森林吸収源対策の推進のための未整備森林の解消、さらに森林整備による農山村の活性化を図るため、高知県森林整備推進事業実施要領に基づき、市町村、高知県森林組合連合会（以下「森連」という。）、高知県森林整備公社（以下「公社」という。）、森林組合及び5戸以上の森林所有者と長期委託契約を締結し森林施業計画を樹立している事業者（以下「施業受託者」といい、市町村、森連、公社、森林組合及び施業受託者を総称して以下「交付事業者」という。）が行う森林整備推進事業に要する経費又は市町村が森林組合、生産森林組合、施業受託者、林業者等の組織する団体、地方公共団体が出資する法人（以下「間接交付事業者」という。）が行う森林整備推進事業に対し、別表1の交付率欄に掲げる率を下らない率による交付金の交付を行う場合における当該交付金の交付に要する経費に対し予算の範囲内で交付金を交付する。

ただし、森林組合及び施業受託者が交付対象者となる場合は、別表1の森林整備事業の未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（以下「未整備森林公的モデル」という。）を実施する場合に限る。

なお、森林整備推進事業とは、別表1に定める森林整備事業及びプロジェクト事業をいう。

(交付対象経費及び交付率)

第3条 前条に規定する交付対象事業の対象経費及び交付率は、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、間接交付事業者が行う事業に対して市町村が交付金を交付する場合における県の交付率は、間接交付事業者が事業を行うのに要する経費に対して別表1に掲げるとおりとする。

(申請)

第4条 規則第3条に規定する申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式に掲げるとおりとし、1部を提出するものとする。

2 交付事業者は、前項の申請を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業者は、この交付金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等を遵守すること。
- (2) 交付事業者は、交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (3) 交付事業者は、交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産（機械については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの）を当該財産に係る処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。））に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に

相当する期間（ただし、作業道及び作業路については、別表2に定める期間）において、県の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。なお、処分制限期間内に県の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (4) 交付事業者は、交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用等制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに県に協議し、その指示に従って、当該財産の取得に要した交付金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、前記によりがたい場合には、知事に協議することができる。
- (5) 交付事業者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付対象事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならないこと。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、交付金額、取得時期及び処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（別記第7号様式）を備え、かつ、必要な関係書類を整理保管しておかなければならないこと。

なお、財産管理台帳は実績報告書に添付し報告すること。

- (6) 交付事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならないこと。
- (7) 交付事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合は、その金額（実績報告において前条の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに県に報告するとともに、当該交付金を県に返還しなければならないこと。
- (8) 交付事業者たる市町村が、県から交付された間接交付金を間接交付事業者である事業実施主体へ交付する場合には、各事業実施主体に対して前記(1)から(7)までの条件を付さなければならないこと。

（交付事業の変更）

第6条 交付事業者は、規則第5条第1号及び第3号の規定に基づき県の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による交付金変更承認申請書1部を提出するものとする。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 別表1に掲げる交付対象経費欄の区分の新設又は廃止
- (3) 作業道及び作業路整備については施行箇所の変更
- (4) 森林整備推進事業と附帯事務費との間の流用
- (5) 交付金額の増額又は30%以上の減額

（遂行状況報告）

第7条 規則第10条第1項の規定による遂行状況報告の様式は、別記第3号様式に掲げるとおりとし、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに1部を提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第4号様式に掲げるとおりとし、交付対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに1部を提出するものとする。

なお、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした交付事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第4条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに県に報告するとともに、当該交付金を県に返還しなければならない。

(概算払)

第9条 規則第14条ただし書に規定する概算払の請求の様式は、別記第6号様式によるものとし、1部を提出するものとする。

(交付金交付決定前の着工)

第10条 事業実施主体による対象事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度にやむを得ない事情により、交付金交付決定の前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した高知県森林整備推進事業交付決定前着工承認申請書（別記第8号様式）を市町村長へ1部提出すること。

2 1により提出を受けた市町村長は交付金交付決定前に着工を行う必要性を検討の上、適当と認める場合は別記第9号様式により、県の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第11条 交付事業者及び間接交付事業者は、交付対象事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第12条 交付対象事業、交付事業者又は間接交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に基づき県に提出する書類は、所轄林業（振興）事務所長に提出するものとする。

(附則)

この要綱は、平成19年7月19日から施行し、平成19年度高知県森林整備推進事業費交付金から適用する。

(附則)

この要綱は、平成19年11月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年7月8日から施行し、平成20年度高知県森林整備推進事業費交付金から適用する。

別表1 交付対象経費及び交付率（第3条、第6条関係）

事業	メニュー	事業実施主体	事業種目	交付対象経費		交付率
				区分	採択基準	
1 森林整備事業	1 森林づくりの推進	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人及び5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し森林施業計画を樹立している事業者	林業機械導入	ハーベスタ フェラーバンチャ プロセッサ スキッド タワーヤーダ スイングヤーダ フォワーダ 高能率林内作業車 モノレール グラブブルソー グラブブルクレーン グラブブル付トラック バックホウ ログローダ ラジコン式自走搬器 移動式製材機 移動式杭加工機 移動式チップパー 機械保管庫 その他	1 林業機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。 2 主として高知県森の工場づくり実施要領第4の規定により承認された森の工場利用すること。 3 1事業費は概ね500万円以上であること。 4 その他地域提案に係るものであること。 5 別表3に規定する上限建設費の範囲内で、必要と認められるものであること。	4/10以内 ただし、高知県森林整備推進事業実施要領第4の1のイに規定する緊急間伐推進型の市町村は、4.5/10以内とする
			作業道整備 作業路整備	作業道開設 作業路開設 作業ポイント 丸太敷工 丸太積工 丸太土留工 その他	1 利用区域森林面積が5ha以上であること。 2 高知県森の工場づくり実施要領第4の規定により承認若しくは承認予定の森の工場において、計画に基づいて実施する作業道整備については優先採択する。 3 1事業費は概ね300万円以上であること。 4 別に知事が定める高知県作業道開設基準に適合するものであること。 5 その他地域提案に係るものであること。	5/10以内

2 未整備 森林公的モデル		市町村、森林組合、森林組合連合会、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人、施業受託者	除間伐	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積、その他附帯施業の実施及び作業路網の整備	1 1 施行地が0.1ha以上であること。 2 間伐等については、間伐率がおおむね30%以上であること。	県が別に定める定額以内
			関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等		県が別に定める定額以内
2 プロジェクト事業	3 プロジェクト	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、地方公共団体が出資する法人	林業機械導入	高性能林業機械 汎用機械 その他	森林整備事業における林業機械導入の採択基準1から2に準じる	5/10以内
			作業道整備 作業路整備	森林整備事業における作業道整備及び作業路整備に準じる	森林整備事業における作業道整備及び作業路整備の採択基準1から4に準じる	5/10以内
3 附帯事務費		市町村	上記事業指導監督	上記事業の実施につき、市町村が指導督に要する経費		5/10以内

(注) 「3 附帯事務費」に係る交付事業者は、市町村であること。

別表2 (第5条関係)

施設等	転用制限基準	
	転用制限期間	交付金返還範囲内容
作業道 作業路	交付金交付の年度の翌年度から起算して5年	<p>1 当該作業道及び作業路について、その全部が転用若しくは用途変更され又は交付目的を達成することが困難となったとき</p> <p style="text-align: center;">全 部</p> <p>2 当該作業道及び作業路について、その一部が転用若しくは用途変更され又は交付目的を達成することが困難となったとき</p> <p style="text-align: center;">一 部</p>

別表3 別表1に規定する上限建設費

上限建設費	<p>林業機械作業システム (林業機械導入)</p> <p>①スキッド 購入価格1台につき1,250万円</p> <p>②プロセッサ 購入価格1台につき2,100万円</p> <p>③ハーベスタ 購入価格1台につき2,400万円</p> <p>④フォワーダ 購入価格1台につき1,200万円</p> <p>⑤タワーヤーダ 購入価格1台につき2,250万円</p> <p>⑥機械保管庫 建築面積1㎡につき16万円</p>
-------	---

高知県森林整備推進事業（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業）実施基準

第1 対象森林

市町村森林整備計画の対象森林のうち、過去10年以上間伐等の施業が行われていない人工林を対象とする。

なお、対象齢級は3齢級から12齢級までとし、1施行地当たりの面積は0.10ha以上とする。

第2 事業実施の条件

- (1) おおむね30%以上の除間伐を実施すること。
- (2) 森林施業計画対象森林の場合は、森林づくり整備推進計画の申請時点において、除間伐の計画が予定されていないこと。
- (3) 既存の協定等を締結している森林にあっては、森林づくり整備推進計画申請時点において除間伐の計画が予定されている箇所でないこと。
- (4) 森林所有者と森林整備推進事業（未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（以下「未整備森林公的モデル」という））に関する協定を締結していること。（参考様式）

第3 実行経費の精算

- (1) 事業終了後は、速やかに精算書、実績報告書を作成し、施行前に設定した標準地の同一箇所において施行完了写真を撮影し、これを添付して提出すること。
- (2) 交付金額は、交付対象経費として認められる額が次に定める金額以上の場合はこの金額を上限とし、下回る場合は実行経費のうちの交付対象経費として認められる額とする。

・除間伐 137,000円/ha

第4 完了検査等

(1) 検査員

検査は所轄林業（振興）事務所長が命じた県職員が行う。

(2) 書類検査

書類検査については、申請書等により、その記載内容が要綱、要領及び当実施基準の規定に合致していることを確認する。

(3) 現地検査

現地検査については、除間伐の実施状況が当実施基準に定める間伐率おおむね30%を満たしていることを確認する。

現地検査は、1施行地ごとに行うものとする。ただし、1施行地が3ha以下の施行地については、現地検査を省略できる。

なお、この場合にあっては無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地は現地検査を行うものとする。

ア 間伐率の確認は検査員の指示する箇所において本数検査法により行うものとする。

イ 検査箇所の設定方法

(ア) 1検査箇所ごとの面積は平面投影で100m²以上設定する。

(イ) 1施行地当たりの検査箇所数は、施行地の面積により、次のとおり設定する。

- a 1 施行地が、1 ha 未満の場合は、検査箇所を1箇所以上設定するものとする。
 - b 1 施行地が、1 ha 以上 10ha 未満の場合は、検査箇所を2箇所以上設定するものとする。
 - c 1 施行地が、10ha 以上の場合は、検査箇所を3箇所以上設定するものとする。
- ウ 検査箇所の位置は、実績報告書の添付書類として提出された施業実施区域（実績）を記入した森林計画図（1/5,000）に記入するものとする。
- エ 検査写真は、年度、事業名、市町村名、地区名、森林所有者名、検査箇所 NO、検査員氏名、林況等の判明するものとし、検査箇所ごとに1枚撮影するものとする。
- オ 面積の判定は、次により行う。
- (ア) 申請面積を照査して行うものとし、2個以上の測線等を実測し、実測図を確認する。照査結果が許容誤差（距離は5/100、角度は2度）を超えるときは、申請者に再測量を命じる。ただし、既存の実測図等を検討することにより確認できる場合は、それによることができる。
 - (イ) 全地球測位システム（GPS）を使用し測量したものについては、一点当たりの誤差は1 m以内とする。
 - (ウ) 面積の測定単位はヘクタールとし、小数点以下第3位を切り捨て、第2位までを求めるものとする。

(4) 再検査

検査の結果、当該施行地が、要綱、要領、当実施基準に適合しないものであるときは、当該年度内において、林業（振興）事務所長の定める一定期間内に手直しを行ったものについて、再検査を行うものとする。

(5) 検査書類の作成及び整理

検査員は検査した事項について、別紙様式1の森林整備推進事業（未整備森林緊急的導入モデル事業）完了検査野帳に所要事項を記載したのち、当該事項について検討し、適正に事業が実行されていると認めれば、「適」の判定を行うものとする。



高知県指令 21 高知須林第 109 号

交付金交付決定通知書

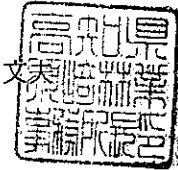
大正町森林組合 様

平成 22 年 2 月 10 日付けで申請のあった平成 21 年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金については、別紙条件により平成 21 年 10 月 1 日付け高知県指令 21 高知須林第 41 号による交付決定通知の交付金額を下記のとおり変更することに決定しましたので通知します。

平成 22 年 2 月 12 日

須崎林業事務所長

伊藤



記

既交付決定額	今回交付決定額	変更後の交付決定額
7,687,000	7,900,000	15,587,000

番 号
平成22年 3月 31日

須崎林業（振興）事務所長 様

交付事業者 高知県高岡郡四万十町大正 475-
大正町森林組合
代表理事組合長 伊与木



平成21年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金実績報告書

平成22年2月12日付け高知県指令21高知須林第109号で交付金交付決定通知（又は、交付金変更決定通知）のあったこの事業について、高知県補助金交付規則第11条第1項及び高知県未整備森林緊急整備事業費交付金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付事業の成績
別記第1号様式の2に同じ
- 2 事業完成年月日
平成23年1月31日

3 収支精算
(1) 収入

区 分	予 算 額	精 算 額	差引増△減	備 考
県 交 付 金	15,587,000	15,587,000円	0円	
	5,901,000	5,901,000	0	
	9,686,000	9,686,000	0	
市 町 村 費				
そ の 他	27,990	27,990	0	
	27,990	27,990	0	
	0	0	0	
計	15,614,990	15,614,990	0	
	5,928,990	5,928,990	0	
	9,686,000	9,686,000	0	

(注) 1 予算額欄は、前回申請書（重要変更を含む）に記載したとおりとする。

(2) 支出

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差引増△減 (B) - (A)	備 考
事 業 費				
除間伐 (切捨)	13,935,990	13,935,990	0	
	5,720,990	5,720,990	0	
	8,215,000	8,215,000	0	
除間伐 (搬出集積)				
関連条件整備	1,679,000	1,679,000	0	
	208,000	208,000	0	
	1,471,000	1,471,000	0	
計	15,614,990	15,614,990	0	
	5,928,990	5,928,990	0	
	9,686,000	9,686,000	0	

(注) 事業における区分には、別表1の事業種目を記載する。

(3) 収支精算

区 分	県交付金 交付決定額	精算事業費 総額	県交付率	精 算 県 交 付 金 額	既受領県 交 付 金 額	差引県交付金 未受領(返還)額
事 業 費	円	円		円	円	円
除間伐 (切捨)	13,908,000	13,935,990	定額	13,908,000	4,527,000	9,381,000
	5,693,000	5,720,000		5,693,000		1,166,000
	8,215,000	8,215,000		8,215,000		8,215,000
除間伐 (搬出集積)						
関連条件整備	1,679,000	1,679,000	定額	1,679,000		1,679,000
	208,000	208,000		208,000		208,000
	1,471,000	1,471,000		1,471,000		1,471,000
計	15,587,000	15,614,990		15,614,990	4,527,000	11,060,000
	5,901,000	5,928,990		5,928,990		1,374,000
	9,686,000	9,686,000		9,686,000		9,686,000

(2) 事業実績

事業区分	事業種目	事業実施主体名	市町村名	区分	構造規格又は規模	事業量	単価	事業費(A)+(B)+(C) 円	交付事業に要する(又は、要した)経費(A)+(B) 円	経費内訳			工期		備考
										県交付金(A) 円	市町村費(B) 円	その他(C) 円	着手(予定) 年月日	完成(予定) 年月日	
未整備森林緊急 整備事業	除間伐(切捨)	大正町森林組合	四万十町	不用木の除去 不良木の淘汰 搬出、集積等		103.79ha	13,4000	13,935,990	13,908,000	0	27,990	平成21年 10月1日	平成23年 1月31日		
	除間伐(搬出集積)							5,720,990	5,693,000	27,990					
								8,215,000	8,215,000	0					
	関連条件整備	大正町森林組合	四万十町	対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付け、予備調査のための間伐測量等。		70.00ha	24,000	1,679,000	1,679,000	0	0	平成21年 10月1日	平成23年 1月31日		
								208,000	208,000	0	0				
								1,471,000	1,471,000	0	0				
	合計							15,614,990	15,587,000	0	27,990				
								5,928,990	5,901,000	0	27,990				
								9,686,000	9,686,000	0	0				

- (注) 1 区分の欄は、別表1の区分によるものとする。
 2 交付事業者が市町村以外の場合、交付事業に要する(又は、要した)経費は(A)+(B)+(C)とする。
 3 事業費は、交付対象事業費とする。

イ 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

事業実施主体	区域の名称	森林の所在	面積	事業費	交付金の 交付額	林 小 班 施業番号	備考
大正町森林組合	四万十町	相去札幌山690-7外2	9.60 ha	円	1,286,400	91-04-8.9.10	単価134千円/ha
大正町森林組合	四万十町	下岡シダヲ山172-65	3.56		477,040	71-01-003	
大正町森林組合	四万十町	江師ユス谷796-60	1.48		198,320	64-01-014	
大正町森林組合	四万十町	江師ユス谷796-61	11.10		1,487,400	64-01-6~13	
大正町森林組合	四万十町	江師大坂778-30外2	4.45		596,300	49-01-9.11.12	
大正町森林組合	四万十町	打井川バシヨバ1573-12外2	3.60		482,400	126-02-020	
小計			33.79		4,527,000		
大正町森林組合	四万十町	下岡シダヲ山172-35	8.76		1,173,840	71-02-001	
大正町森林組合	四万十町	下岡シダヲ山172-62.29	3.62		485,080	72-03-1.4	
大正町森林組合	四万十町	相去札幌山603-9	1.14		152,760	87-01-37	
大正町森林組合	四万十町	大正押川1402-15.16.17	5.64		755,760	154-01-001	151-02-8.9
大正町森林組合	四万十町	芳川林ヲ山391-34	16.00		2,144,000	50-02-011	
大正町森林組合	四万十町	大正大谷平1485-1.20	11.10		1,487,400	141-03-8.9	
大正町森林組合	四万十町	瀬里加イ山333-28	1.66		222,440	69-01-009	
大正町森林組合	四万十町	大正イミヤ山1380-2	0.91		121,940	158-02-005	
大正町森林組合	四万十町	市ノ又ガヤ山320-1	10.00		1,340,000	83-01-025	
大正町森林組合	四万十町	大森路古味野々山1004-2	11.17		1,496,780	26-02-002	
小計			70.00		9,381,000		
計			103.79		13,908,000		

- (注) 1 森林の所在は施行地ごとにそれぞれを記入すること。
 2 森林所有者名は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記載すること。
 3 面積は施行地ごとに少数第2位まで記載すること。
 4 事業費及び交付金の交付額は区域ごとに算定することができる。
 5 交付金の交付額は千円未満を切り捨てること。

高知県未整備森林緊急整備事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、高知県未整備森林緊急整備事業費交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、健全な森林の造成と森林の有する多面的機能の高度発揮、また森林吸収源対策の推進のための未整備森林の解消を図るため、市町村、高知県森林組合連合会（以下「森連」という。）、高知県森林整備公社（以下「公社」という。）、森林組合、林業経営体及び林業事業者（市町村、森連、公社、森林組合、林業経営体及び林業事業者を総称して以下「交付事業者」という。）が行う未整備森林緊急整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(事業実施主体、交付対象経費及び交付率)

第3条 前条に規定する交付対象事業の事業実施主体、交付対象経費及び交付率は、別表1に掲げるとおりとする。

(申請)

第4条 規則第3条の規定に基づく申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式のとおりとし、1部を提出するものとする。

2 交付事業者は、前項の申請を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業者は、この交付金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等を遵守すること。
- (2) 交付事業者は、交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (3) 交付事業者は、交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産（機械については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの）を当該財産に係る処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間）にお

いて、県の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。なお、処分制限期間内に県の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (4) 交付事業者は、交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用等制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに県に協議し、その指示に従って、当該財産の取得に要した交付金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、前記によりがたい場合には、知事に協議することができる。
- (5) 交付事業者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付対象事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならないこと。
- (6) 交付事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかでない場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならないこと。
- (7) 交付事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合は、その金額（実績報告において前条の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）の総額等を速やかに県に報告するとともに、当該交付金を県に返還しなければならないこと。

（交付事業の変更）

第6条 交付事業者は、規則第5条第1号及び第3号の規定により県の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式の交付金変更承認申請書を知事に提出するものとする。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 別表1に掲げる事業種目欄の新設又は廃止
- (2) 交付金額の増額又は30%以上の減額

（遂行状況報告）

第7条 規則第10条第1項の規定による遂行状況報告の様式は、別記第3号様式に掲げるとおりとし、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第4号様式に掲げるとおりとし、交付対象事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書により交付金の交付申請をした交付事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付金の交付申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該交付金を県に返還しなければならない。

（概算払）

第9条 規則第14条ただし書に規定する概算払の請求の様式は、別記第6号様式によるものとする。

（交付金交付決定前の着工）

第10条 事業実施主体による対象事業の着工は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度にやむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した別記第7号様式による交付決定前着工承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（繰越承認申請）

第11条 交付事業者は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を繰越する必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、県の承認を受けなければならない。

（工期延期）

第12条 交付事業者は、繰越の承認を受けた交付金事業について、やむを得ない理由により承認された工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第9号様式による工期延期承認申請書を提出し、県の承認を受けなければならない。

（グリーン購入）

第13条 交付事業者は、交付対象事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報公開）

第14条 交付対象事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に基づき県に提出する書類は、所轄林業（振興）事務所長に1部提出するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

（附 則）

この要綱は、平成21年7月17日から施行し、平成21年度未整備森林緊急整備事業費交付金から適用する。

別表1 交付対象経費及び交付率（第3条、第6条関係）

事業区分	事業実施主体	事業種目	交付対象経費		交付率
			区分	採択基準	
未整備森林緊急整備事業	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条に基づき作成した特定間伐等促進計画に間伐実施主体と定められた次の者 ①市町村 ②森林組合 ③森林組合連合会 ④分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人 ⑤林業経営体 ⑥林業事業体	除間伐（切捨） 除間伐（搬出集積）	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積等	1 1施行地が0.1ha以上であること。 2 間伐については、間伐率がおおむね30%以上であること。 3 過去10年以上森林整備を行っていない人工林であること。	県が別に定める定額以内
		関連条件整備	対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付け、予備調査のための周囲測量等		

高知県未整備森林緊急整備事業費交付金実施基準

第1 対象森林

市町村森林整備計画等の対象森林のうち、過去10年以上除間伐等の施業が行われていない人工林を対象とする。

なお、対象齢級は3齢級以上を対象とし、1施行地当たりの面積は0.10ha以上とする。

第2 事業実施の条件

- (1) おおむね30%以上の除間伐を実施すること。
- (2) 森林施業計画対象森林の場合は、森林づくり整備推進計画の申請時点において、除間伐の計画が予定されていないこと。
- (3) 既存の協定等を締結している森林にあっては、森林づくり整備推進計画の申請時点において除間伐の計画が予定されている箇所でないこと。
- (4) 事業実施主体は、森林所有者と未整備森林緊急整備事業（以下「未整備森林事業」という）に関する協定を締結していること。（参考様式）
- (5) 除間伐（搬出集積）を行う場合は、事業地内からまんべんなく伐採木の25%以上について搬出集積する場合を対象とする。
ただし、地形、作業条件等の理由から事業地内の一部からの搬出集積となる場合は、その箇所を実測によってあらかじめ面積を確定し、切捨間伐実施予定箇所と明確に区分しておくこと。
ただし、当該面積確定のための測量経費は関連条件整備の交付対象外である。
- (6) 高知県未整備森林緊急整備事業費交付金実施要領第3の1の(2)に規定する林業事業体は、実行経費の精算可能な事業体とし、法人又は雇用者の存する素材生産業者等とする。

第3 標準地の本数調査

除間伐を実施しようとする場合は、次に定める標準地を設定し本数調査を行うこととする。ただし、当該標準地設定に係る経費は関連条件整備の交付対象外とする。

(1) 標準地の設定

原則として森林所有者ごと、又は森林所有者が同一の場合であっても齢級及び密度が明確に異なる林分ごとに、その森林の平均的な林相・地形を持つ箇所を標準地として設定する。ただし、所有規模が著しく小さく零細で森林所有者が多数存する箇所であって、林相が類似した林分が集団的に存在する場合は必要に応じてその林相を代表する1森林所有者の森林に標準地を設定することができる。

標準地は調査対象森林の規模により次の箇所数を設定することとする。また、1標準地の面積は平面投影で100m²以上（1辺が10mの正方形を基本とするが、半径5.65mの円形でも差し支えない）で設定する。

- | | |
|-------------|---------|
| ア. 1ha未満 | : 1箇所以上 |
| イ. 1～10ha未満 | : 2箇所以上 |
| ウ. 10ha以上 | : 3箇所以上 |

(2) 写真撮影

標準地内の林木の状態を示す写真を1枚以上撮影すること。

撮影には焦点距離35mm程度の広角レンズを使用し、構図は横長とすること。撮影

した写真は標準地別の台紙に貼付し、調査表の標準地データと照合できるよう番号を付すこと。

(3) 毎木調査

標準地内に成立している植林木について、本数調査を行う。枯死した植林木は測定の対象とはしない。

第4 実行経費の精算

(1) 事業終了後は、速やかに精算書、実績報告書を作成し、施行前に設定した標準地の同一箇所において施行完了写真を撮影し、これを添付して提出すること。

(2) 交付金額は、交付対象経費として認められる額が次に定める金額以上の場合はこの金額を上限とし、下回る場合は実行経費のうちの交付対象経費として認められる額とする。

ただし、除間伐（搬出集積）と関連条件整備を実施した場合は250,000円/haを上限とする。

・除間伐（切捨）	134,000円/ha
・除間伐（搬出集積）	250,000円/ha
・関連条件整備	24,000円/ha